

消費税法等改正への対応について（下水道関係）

1 改正の背景

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、消費税及び地方消費税の税率の改正が平成26年4月1日から施行されます。

現在、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料については、消費税法及び地方税法の規定に基づく税率により計算した額を含めて内税方式で総額表示にしていることから、税率の改正に伴う消費税等相当額の見直しを行おうとするものです。

2 消費税及び地方消費税の税率の変更

消費税法第29条及び地方税法第72条の83の改正により次のとおり税率が変更されます。

	変更後	現行
消費税率	6. 3 %	4. 0 %
地方消費税率	1. 7 % (消費税額の17 / 63)	1. 0 % (消費税額の25 / 100)
合 計	8. 0 %	5. 0 %

3 下水道使用料等の見直しについて

(1) 下水道使用料

ア 基本使用料

汚水の種類	改定後	現行
一般汚水	648円	630円

イ 従量使用料（1立方メートルにつき）

汚水の種類	区分	改定後	現行
一般汚水	1 m ³ ～10 m ³	5.40円	5.25円
	11 m ³ ～30 m ³	124.20円	120.75円
	31 m ³ ～50 m ³	156.60円	152.25円

	51m ³ ～100m ³	189.00円	183.75円
	101m ³ ～500m ³	232.20円	225.75円
	501m ³ ～1,250m ³	270.00円	262.5円
	1,251m ³ 以上	286.20円	278.25円
公衆浴場汚水	1立方メートルにつき	12.96円	12.6円

(2) 農業集落排水処理施設使用料

区分		改定後	現行
住居に使用する建築物	基本料金	1世帯あたり2,160円	1世帯あたり2,100円
	人数割料金	世帯員数1人あたり 324円	世帯員数1人あたり 315円
住居以外に使用する建築物	基本料金	2,160円	2,100円
	人数割料金	処理対象人員1人あたり324円	処理対象人員1人あたり315円

4 今後の対応について

津市公共下水道条例の一部の改正及び津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部の改正についての議案を平成25年第4回津市議会定例会へ提出する予定です。

●社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（抜粋）

（消費税法の一部改正）

第 2 条 消費税法の一部を次のように改正する。

第 29 条中「100 分の 4」を「100 分の 6.3」に改める。

○消費税法（抜粋）

（課税の対象）

第 4 条 国内において事業者が行った資産の譲渡等には、この法律により、消費税を課する。

（税率）

第 29 条 消費税の税率は、100 分の 6.3 とする。

●社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方税交付税法の一部を改正する法律（抜粋）

（地方税法の一部改正）

第 1 条 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の一部を次のように改正する。

第 72 条の 83 中「100 分の 25」を「63 分の 17」に改める。

○地方税法（抜粋）

（地方消費税の課税標準額の端数計算の特例）

第 72 条の 82 地方消費税については、第 20 条の 4 の 2 第 1 項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

（地方消費税の税率）

第 72 条の 83 地方消費税の税率は、63 分の 17 とする。